



宮 崎 県 公 報

平成30年7月30日 (月曜日) 第 3016 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更……………（障がい福祉課） 1
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更……………（ “ ” ） 1
- 有害興行の指定……………（こども家庭課） 1
- 産業廃棄物処理施設の変更許可申請書の縦覧…（循環社会推進課） 2

頁

- 道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課） 2
- 道路の供用の開始（3件）……………（ “ ” ） 2
- 道路の占用を制限する区域の指定（2件）……………（ “ ” ） 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定……………（建築住宅課） 3

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見（2件）……………（商工政策課） 4
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（農村整備課） 4
- 土地改良区連合の役員の退任の届出……………（ “ ” ） 4

告 示

宮崎県告示第 644号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称変更について次のとおり届出があった。

平成30年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
医療法人けんゆう会 園田病院	小林市	医療法人友愛会 園田病院	医療法人けんゆう会 園田病院	平成29年6月30日

宮崎県告示第 645号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があっ

た。

平成30年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
医療法人如月会訪問看護ステーションあゆみ	宮崎市	宮崎市松山2丁目1番1号 ささらぎ大空館3F	宮崎市広島一丁目12番14号 小野ビル1F	平成30年7月1日
医療法人如月会訪問看護ステーションそら	宮崎市	宮崎市広島一丁目12番14号 小野ビル1F	宮崎市宮田町8番7号 赤レンガ館4階	平成30年7月1日

宮崎県告示第 646号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成30年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
30年-16	映画	絶倫探偵 巨乳を追え！	横山組 <オーピー映画>	平成30年7月19日
30年-17	映画	性鬼人間第二号 イキナサイ	国沢組 <オーピー映画>	
30年-18	映画	変態おやじ ラブ・ミー！イってんだぁ～	池島組 <オーピー映画>	
30年-19	映画	白衣絶頂 夜の天使たち	榎本組 <新東宝映画>	
30年-20	映画	歯まん	アルゴ・ピクチャーズ <アルゴ・ピクチャーズ>	

指定理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。

宮崎県告示第 647号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成30年7月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ダストワールドクリーン 代表取締役 大塚和生
西諸県郡高原町大字西麓字梅ヶ谷3647番地8
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
西諸県郡高原町大字西麓字梅ヶ谷3647番4の一部、3647番5、3647番6、3647番8の一部、3647番11、3650番2の一部、3651番の一部、3655番、3657番1の一部、3657番2、3659番1の一部、3659番2、3659番3、3659番5の一部、3659番6、3659番8、3659番9の一部、3659番10の一部、3659番11、3659番12、3659番13の一部、3666番1の一部、3668番1の一部、3668番2の一部、3670番1、3670番2、3670番3、3672番1の一部、3672番2、3672番3、3672番4、3673番1の一部、3673番4の一部、3758番2の一部、3758番3の一部、3758番4、3758番32の一部
- 3 産業廃棄物処理施設の種類の
安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）並びにがれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 5 申請年月日
平成30年5月31日
- 6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県環境森林部循環社会推進課、宮崎県小林保健所及び高原町町民福祉課
(2) 期間
平成30年7月30日（月曜日）から平成30年8月30日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）
- 7 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県環境森林部循環社会推進課
(2) 期間
平成30年7月30日（月曜日）から平成30年9月13日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）
- 8 意見書の記載事項等
意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所並びに意見の対象となる事業の名称を日

本語により記載すること。

宮崎県告示第 648号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年7月30日から同年8月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
28	県道	日南高岡線	日南市大字益安字銚免771番1地	旧	12.2～39.7	292.7
			先から同市同大字同字746番1地先まで	新	10.1～39.7	

宮崎県告示第 649号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年7月30日から同年8月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
210	県道	宇納間日之影線	東臼杵郡美郷町北郷宇納間字七郎ヶ平7077番4地先から	旧	5.0～19.9	364.4
			同郡同町北郷宇納間同字7111番2地先まで	新	5.7～29.0	

宮崎県告示第 650号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年7月30日から同年8月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	447号	えびの市大字内 縦字大河平 946番 46地先から 同市同大字 同字 946番 805まで	平成30年7月30日

宮崎県告示第 651号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年7月30日から同年8月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
28	県道	日南高岡線	日南市大字 益安字鈍免 771番1地 先から同市 同大字同字 746番1地 先まで	平成30年7月30日

宮崎県告示第 652号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年7月30日から同年8月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
435	県道	益安平山線	日南市大字 益安字鈍免 715番1地 先から同市 同大字同字 724番1地 先まで	平成30年7月30日

宮崎県告示第 653号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年7月30日から同年8月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	益安平山線	日南市大字益安字鈍免 715番1地先から同市同大字同字 724番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年8月14日

宮崎県告示第 654号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年7月30日から同年8月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	日南高岡線	日南市大字益安字鈍免 771番1地先から同市同大字同字 746番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年8月14日

宮崎県告示第 655号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 30-2	株式会社 小堀不動 産代表取 締役小堀 貴志	小林市細野字一本 杉2343番 4	4.00 ～ 6.10	65.89	平成30 年7月 11日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合コープみやざき宮脇店
宮崎市宮脇町 110番地 外9筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の名称の変更
平成30年4月10日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年7月30日から平成30年8月30日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、綾町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ綾店
東諸県郡綾町大字南俣郷鳴 180
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成30年6月20日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課

、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年7月30日から平成30年8月30日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成30年7月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	金 川 忠 司	児湯郡川南町大字川南 19243番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、尾鈴土地改良区連合（川南町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成30年7月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	金 川 忠 司	児湯郡川南町大字川南 19243番地 2